

三十八 同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>(期末利益積立金額)</p> <p>16 - 1 - 6 法人が事業年度の中途において<u>利益の配当又は剰余金の分配を行い利益積立金額が減算した場合又は当該事業年度前の各事業年度において損金の額に算入されなかった償却超過額、引当金、準備金の繰入超過額等を当該事業年度において損金の額に算入した場合には、その減算した金額又は損金の額に算入した金額は、法第67条第3項第3号《積立金基準額》に規定する「当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、当該事業年度終了の時ににおける利益積立金額は、<u>合併、分割、資本若しくは出資の減少、株式の消却、自己の株式の取得又は社員の退社若しくは脱退があったことにより法第2条第18号《利益積立金額》の規定に基づき加算又は減算する利益積立金額がある場合を除き、当該事業年度開始の時の利益積立金額と同額となることに留意する。</u></u></p> <p>(利益積立金額がマイナスである場合の留保金額の計算)</p> <p>16 - 1 - 7 法第67条第3項《留保控除額》の規定により留保控除額を計算する場合において、当該事業年度終了の時ににおける資本の金額又は出資金額の25%相当額から控除すべきその時ににおける利益積立金額が負(マイナス)であるときは、<u>同項第3号に規定する金額は当該資本の金額又は出資金額の25%相当額とその負(マイナス)の金額との差額に相当する金額となることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>例えば、資本の金額の25%相当額が1,000万円、利益積立金額がマ</u></p>	<p>(期末利益積立金額)</p> <p>16 - 1 - 6 法人が事業年度の中途において<u>利益積立金額を取り崩した場合又は当該事業年度前の各事業年度において損金の額に算入されなかった償却超過額、引当金、準備金の繰入超過額等を当該事業年度において損金の額に算入した場合には、その取り崩した金額又は損金の額に算入した金額は、法第67条第3項第3号《積立金基準額》に規定する「当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、当該事業年度終了の時ににおける利益積立金額は、<u>合併により利益積立金額の引継ぎを受けた場合、減資により利益積立金額を払い戻した場合又は資本組入れにより利益積立金額を資本に組み入れた場合を除き、当該事業年度開始の時の利益積立金額と同額となることに留意する。</u></u></p> <p>(注) <u>当該事業年度の利益の処分において商法第293条ノ2《利益の資本組入れ》の規定により資本に組み入れた金額は、法第67条第2項に規定する「所得等の金額のうち留保した金額」に含まれないことに留意する。</u></p> <p>(繰越欠損金がある場合の留保金額の計算)</p> <p>16 - 1 - 7 法第67条第3項《留保控除額》の規定により留保控除額を計算する場合において、当該事業年度終了の時ににおける資本又は出資の金額の25%相当額から控除すべきその時ににおける利益積立金が欠損金であるときは、<u>当該資本又は出資の金額の25%相当額にその欠損金の額を加算した金額を同項第3号に規定する金額として取り扱う。</u></p>

改正後	改正前
<u>イナスの500万円である場合には、同号に規定する金額は、1,500万円となる。</u>	